

# 業 務 概 要

令和4年度



広島県動物愛護センター

# 目 次

## 第1章 総 説

1 組織・機構	2
(1) 沿革	2
(2) 組織及び職員構成	4
(3) 広島県健康福祉局の行政組織	4
(4) 業務の内容	5
(5) 所管法令	5
2 管轄区域	5
3 施設の概要	6
(1) 所在地	6
(2) 敷地面積	6
(3) 規模及び工期	6
(4) 全体事業費	6
(5) 施設	6
(6) 配置図	6
4 主な備品一覧	8

## 第2章 事業の概要

業務の概要	10
1 苦情相談等の受付状況	11
2 動物の保護指導業務	12
(1) 野犬, 放し飼い犬等の保護	12
3 犬・猫の引取り	14
4 動物の愛護と適正飼養の普及啓発事業	15
(1) 動物愛護館における普及啓発活動	15
(2) 日曜開館	16
(3) 動物愛護教育	16
(4) 動物愛護週間行事	17
5 犬・猫の譲渡	19
6 行方不明の届出件数等	20
7 負傷疾病犬等の収容措置	21
8 咬傷事故等の状況	22
9 特定動物の飼養許可状況	24
10 動物取扱業の登録状況	25
11 動物取扱業監視指導状況	26
12 動物取扱責任者研修実施状況	27
13 地域猫活動の実施状況	27

## 第3章 調査研究

学会等発表一覧	29
---------	----

## 第4章 参考資料

1	月別動物の収容状況	35
2	市町別保護機設置状況	36
3	市町別大型サークル設置状況	36
4	保健所・市町別犬の収容状況	37
5	保健所・市町別猫の収容状況	38
6	月別動物愛護普及啓発活動状況	39
7	月別動物愛護センター利用状況	40
8	施設の主な補修状況	41
9	自動車更新等状況	46

# 第1章 総 説

# 1 組織・機構

## (1) 沿革

「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）」に基づく業務については、当初、各保健所において執行されていたが、施設の老朽化、立地条件、悪臭、騒音等が問題となってきた。

昭和 48 年に「動物の保護及び管理に関する法律（法律第 105 号）」が公布されたことに伴い、この法律の執行と合わせ、この法律と密接な関係にある狂犬病予防業務についても、業務の効率的な処理体制の確立と運用の根本的な改善を図り、両業務に一体的に対応するため、昭和 55 年 4 月に広島県動物愛護センターが広島県行政組織規則に基づく地方機関として設置された。

昭和 48 年 10 月	「動物の保護及び管理に関する法律」公布
昭和 49 年 4 月	人事課、財政課、自然保護課等関係 14 課によるプロジェクトチームを編成し、「動物の保護及び管理に関する法律」並びに「狂犬病予防法」の執行体制について検討
昭和 50 年 10 月	「動物の保護及び管理に関する法律」の所管が衛生部環境衛生課に決定
昭和 51 年 8 月	センター建設について地元並びに町議会に要請
昭和 51 年 10 月	地元説明会の実施
昭和 52 年 12 月	センター建設について住民立会のもとに地元町長と覚書調印
昭和 53 年 10 月	土地売買契約締結
昭和 53 年 10 月	センター用地造成工事着工
昭和 54 年 8 月	本館並びに愛護館建築工事着工
昭和 55 年 3 月	庁舎竣工
昭和 55 年 4 月	開所、業務開始
昭和 56 年 9 月	どうぶつ愛護のつどい（第 1 回）開催
昭和 60 年 7 月	狂犬病予防法改正により狂犬病予防注射年 1 回に
平成 6 年 11 月	狂犬病予防法一部改正により犬の登録が生涯 1 回に
平成 11 年 7 月	狂犬病予防法一部改正により犬の登録事務が市町村長へ委譲
平成 11 年 12 月	「動物の保護及び管理に関する法律」一部改正により動物取扱業者の規制導入
平成 12 年 12 月	「動物の保護及び管理に関する法律」一部改正により「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更
平成 14 年 4 月	非常勤職員から動物愛護相談員に変更
平成 16 年 3 月	動物愛護専門スタッフ設置
平成 17 年 6 月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正により、動物取扱業登録制の導入、特定動物の飼養許可制の全国一律化
平成 20 年 3 月	「広島県動物愛護管理推進計画」策定
平成 22 年 11 月	動物愛護団体等との協働による犬猫の譲渡を開始
平成 23 年 7 月	飼主からの有料引取り開始
平成 24 年 6 月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正により、動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化
平成 26 年 3 月	「広島県動物愛護管理推進計画」一部改正
平成 27 年 3 月	定時定点引取り廃止
平成 27 年 4 月	野良犬・野良猫対策事業補助金交付制度の運用開始
平成 28 年 4 月	地域猫活動に係る不妊去勢手術支援制度の運用開始

- 令和元年 6月 「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正により、責務規定の明確化、第一種動物取扱業の適正化、罰則の強化、特定動物の規制強化、マイクロチップの装着等
- 令和2年11月 PFIによる広島県新動物愛護センター施設整備事業の実施方針及び要求水準書（案）公表
- 令和3年 1月 広島県新動物愛護センター施設整備事業に係る入札公告を実施
- 令和3年 4月 広島県新動物愛護センター施設整備事業者の選定
- 令和3年 9月 「広島県動物愛護管理推進計画」一部改正
- 令和5年 6月 広島県新動物愛護センター建設完了検査
- 令和5年 8月 広島県愛護センター移転  
新動物愛護センター開所、業務開始

(2) 組織及び職員構成

(単位：人) (R4.4.1 現在)

組織 \ 職種	職員 (事務)	職員 (獣医師)	非常勤職員 (注)		計
			動物愛護相談員 (獣医師)	動物愛護専門 スタッフ	
所長	-	1	-	-	1
総務課	3	-	-	-	3
指導課	-	6	3	15	24
合計	3	7	3	15	28

(注) 概ね週4日勤務

(3) 広島県健康福祉局の行政組織 (R4.4.1 現在) [抜粋]

**健康福祉局**

- 一健康福祉総務課
  - 一厚生環境事務所・保健所
- 一健康危機管理課
  - 一感染症・疾病管理センター
- 一新型コロナウイルス感染症対策担当課
- 一子供未来応援課
- 一安心保育推進課
- 一被爆者支援課
- 一疾病対策課
- 一食品生活衛生課
  - 一食肉検査所
  - 一動物愛護センター
- 一薬務課
- 一ワクチン政策担当課
- 一医療介護政策課
- 一医療機能強化担当課
- 一健康づくり推進課
- 一医療介護保険課
- 一国民健康保険課
- 一地域共生社会推進課
- 一社会援護課
- 一障害者支援課
- 一医療介護基盤課

#### (4) 業務の内容

##### 総務課

- 1 センターの庶務に関すること。
- 2 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- 3 狂犬病予防員証その他の身分証票の管理に関すること。
- 4 前各号のほか、指導課の所掌に属しないこと。

##### 指導課

- 1 動物愛護思想の普及啓発に関すること。
- 2 動物の飼育相談に関すること。
- 3 人畜共通感染症の調査研究に関すること。
- 4 犬・猫の譲渡に関すること。
- 5 動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関すること。
- 6 犬の抑留に関すること。
- 7 犬及び猫の引取りに関すること。
- 8 地域猫活動に関すること。
- 9 負傷疾病動物等の収容措置に関すること。
- 10 特定動物の飼養許可に関すること。
- 11 動物取扱業の登録及び届出・指導に関すること。
- 12 前各号のほか、動物の愛護管理及び狂犬病予防に関すること。

#### (5) 所管法令

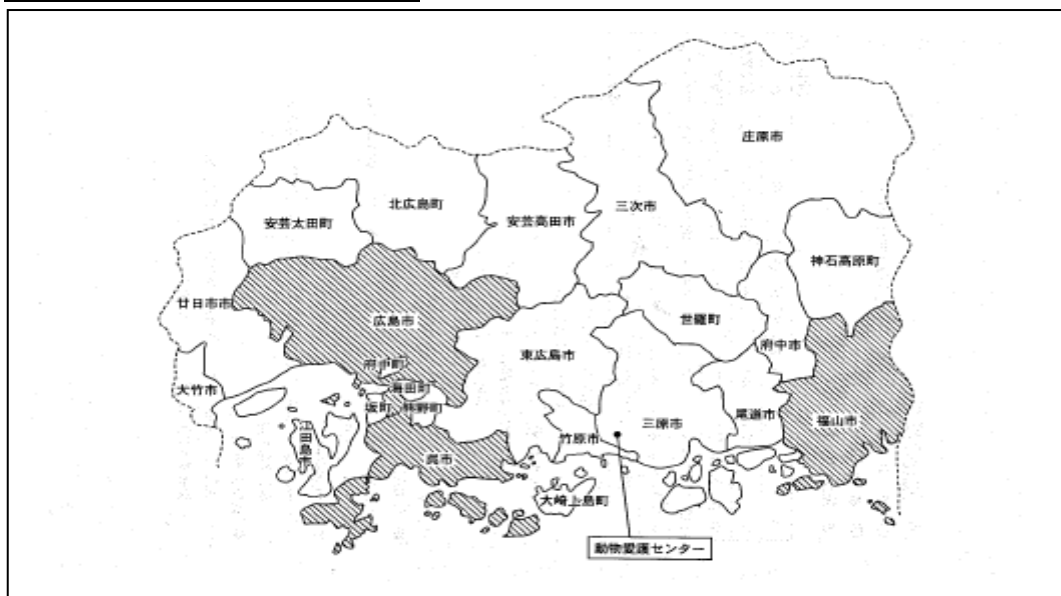
狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）

広島県動物愛護管理条例（昭和55年3月28日広島県条例第2号）

## 2 管轄区域 (11市9町) 【広島市, 呉市, 福山市を除く(斜線)】

面積	6,702.01k㎡
人口	907,092人
世帯数	401,280世帯 (R4.10.1現在)





### 3 施設の概要

- (1) 所在地 広島県三原市本郷町南方 8915 番地 2
- (2) 敷地面積 8,135.38 m<sup>2</sup>
- (3) 規模及び工期

(単位：m<sup>2</sup>)

	建築面積	床面積	構造
本館	811.64	964.04	鉄筋コンクリート造、一部3階建
動物愛護館	147.84	122.5	鉄筋コンクリート造、平屋建
動物取扱業登録申請 専用執務室	7.45	7.45	鉄骨プレハブ造、平屋建
車庫・ポンプ庫等	183.51	178.51	鉄筋コンクリート造、ブロック建
動物飼育舎等	188.53	80.1	木造
計	1,338.97	1,352.6	

起工 昭和54年8月17日

竣工 昭和55年3月27日

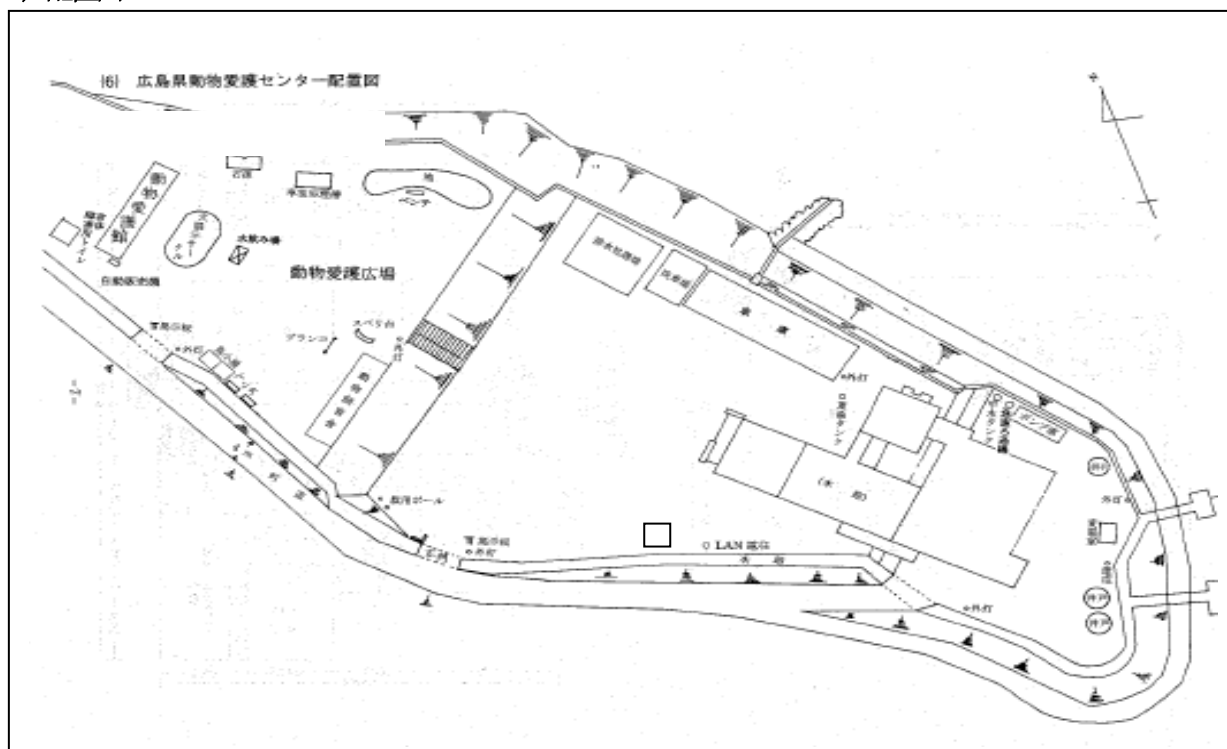
- (4) 全体事業費 473,983 千円

(	内訳	用地関係	153,613 千円
		建築関係	311,531 千円
		造園関係	8,839 千円

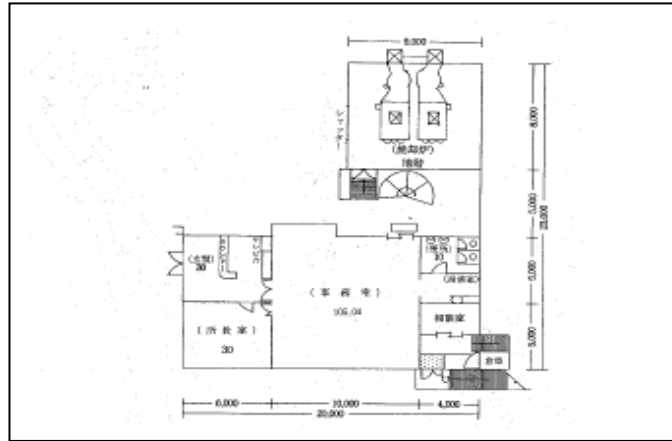
- (5) 施設

- 管理部門：所長室 事務室 相談室 手術室 検査室 浴室 機械室 ポンプ室 車庫 排水処理場
- 動物愛護部門：動物愛護館（展示室 映写設備 ビデオ装置 講演設備）犬展示サークル 動物愛護広場
- 動物収容部門：成犬室 子犬室 猫室 観察室 飼料室 追込装置 焼却室 操作盤 炭酸ガスドリームボックス 犬返還室

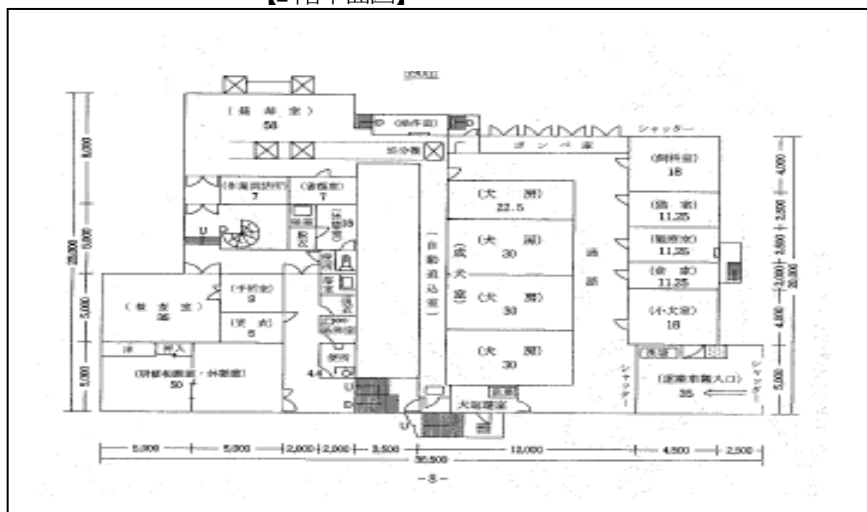
- (6) 配置図



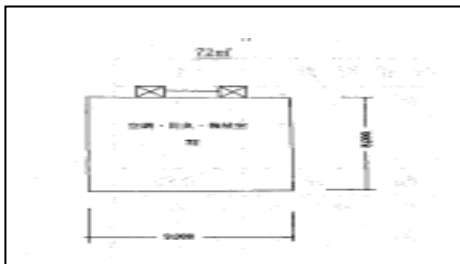
【1階平面図】



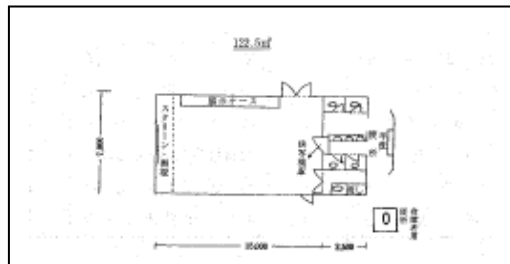
【2階平面図】



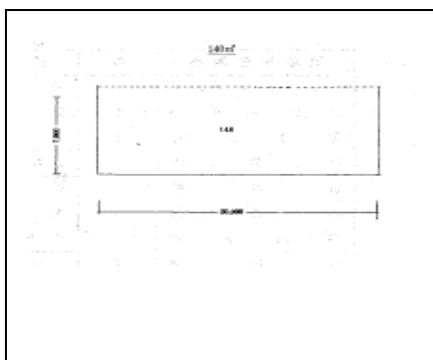
【3階平面図】



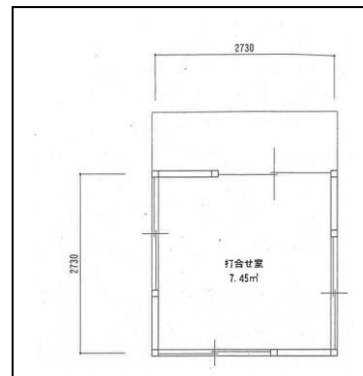
【動物愛護館 平面図】



【車庫 平面図】



【動物取扱業登録申請専用執務室 平面図】



#### 4 主な備品一覧

(R4. 4. 1 現在)

試 験 検 査 器 具	数	自 動 車	台 数
頭 微 鏡	5	特 殊 自 動 車	4
蛍 光 頭 微 鏡 装 置	1	乗 用 自 動 車	1
自 動 血 球 計 算 機	1	貨 物 自 動 車	1
血 液 分 析 装 置	2	貨 物 自 動 車 ( 軽 )	1
X 線 装 置	1	<b>保 護 ・ 運 搬 用 具</b>	<b>数</b>
心 電 計	1	麻 酔 銃	4
手 術 台	1	保 護 機	33
無 影 灯	1	運 搬 檻	16
電 気 メ ス	1	大 型 サ ー ク ル	6
遠 心 分 離 機	2	<b>そ の 他</b>	<b>数</b>
恒 温 機	1	マ イ ク ロ チ ッ プ リ ー ダ ー	4
P H 測 定 器	1		
殺 菌 装 置	2		
純 水 製 造 装 置	1		
撮 影 機	1		
フ リ ー ザ ー	1		
薬 用 保 冷 庫	1		

## 第2章

## 事業の概要

## 業務の概要

当動物愛護センターは、昭和55年に開所して以来、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。）及び広島県動物愛護管理条例（昭和55年広島県条例第2号、以下「条例」という。）に基づいて業務を行っている。

- 動物愛護管理業務については、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的に、「どうぶつ愛護のつどい」や「動物愛護教室」等を通じて、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心を深めるよう普及啓発に努めるとともに、不適正な飼養者に対する指導を行っている。

また、動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示等を業として行う動物取扱業の登録、危険な動物（特定動物）の飼養又は保管の許可及び監視指導等の業務を実施している。

さらに、犬・猫の引取り業務、地域猫活動の推進、動物由来感染症や適正な飼養を推進するための調査研究を行っている。

- 狂犬病予防業務については、我が国では昭和32年を最後に動物の狂犬病は発生がなく、現在ではその予防対策が中心となり、保健所及び市町等と連携し、犬の登録、狂犬病予防注射の推進、飼い犬の管理指導、放浪犬の保護等の業務を実施している。

### ○動物愛護管理業務

#### 「愛護」

動物愛護週間行事

動物愛護教室・命を考える動物愛護教室

愛護館、ふれあい広場での啓発活動

犬・猫の譲渡

犬・猫の飼育講習会

しつけ方教室

負傷疾病動物等の収容

#### 「管理」

特定動物の飼養許可・指導

動物取扱業の登録・指導

適正飼育相談・指導

咬傷事故等の調査・指導

犬・猫の引取り

地域猫活動の推進

動物由来感染症等の調査研究

### ○狂犬病予防業務

放浪犬等の保護

# 1 苦情相談等の受付状況

犬の保護、犬・猫の引取依頼、咬傷等の苦情・相談は、市町、保健所及び住民から当センターに寄せられ、これらの情報に基づき業務を行った。〔表1〕

表1 苦情相談件数

(単位：件・%)

区分 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4
保護依頼	405 (12.8)	422 (13.0)	436 (13.4)	402 (13.2)	311 (10.5)
引取依頼	733 (23.1)	733 (22.6)	722 (22.2)	706 (23.2)	613 (20.7)
放し飼い	39 (1.2)	33 (1.0)	17 (0.5)	20 (0.7)	40 (1.3)
咬傷事故	55 (1.7)	46 (1.4)	59 (1.8)	46 (1.5)	58 (2.0)
多頭飼育	16 (0.5)	15 (0.5)	18 (0.6)	17 (0.6)	12 (0.4)
行方不明	283 (8.9)	351 (10.8)	308 (9.5)	256 (8.4)	278 (9.4)
拾得	222 (7.0)	191 (5.9)	212 (6.5)	192 (6.3)	158 (5.3)
負傷疾病収容	121 (3.8)	95 (2.9)	99 (3.1)	108 (3.5)	150 (5.1)
譲渡希望	380 (12.0)	457 (14.1)	435 (13.4)	374 (12.3)	316 (10.7)
返還希望	47 (1.5)	46 (1.4)	45 (1.4)	32 (1.1)	38 (1.3)
愛護教室	49 (1.6)	53 (1.6)	1 (0.0)	2 (0.0)	10 (0.3)
飼育相談	26 (0.8)	25 (0.8)	31 (1.0)	25 (0.8)	12 (0.4)
しつけ方教室	48 (1.5)	52 (1.6)	43 (1.3)	60 (2.0)	58 (2.0)
糞尿	40 (1.3)	42 (1.3)	39 (1.2)	34 (1.1)	25 (0.8)
鳴き声	12 (0.4)	15 (0.5)	24 (0.7)	21 (0.7)	26 (0.9)
給餌による迷惑	92 (2.9)	90 (2.8)	73 (2.3)	57 (1.9)	48 (1.6)
動物取扱業	181 (5.7)	186 (5.8)	201 (6.2)	98 (3.2)	96 (3.2)
その他	421 (13.3)	388 (12.0)	485 (14.9)	595 (19.5)	716 (24.1)
計	3,170 (100.0)	3,240 (100.0)	3,248 (100.0)	3,045 (100.0)	2,965 (100.0)

## 2 動物の保護指導業務

狂犬病予防法、動物愛護法、条例に基づき、犬の保護指導業務（捕獲・抑留）、犬・猫の引取り業務、適正な飼養管理指導を実施した。

### (1) 野犬、放し飼い犬等の保護

狂犬病予防法に基づく犬の保護指導業務は、市町（広島市、呉市及び福山市を除く）及び住民からの犬の生息情報及び苦情に基づき、計画的に実施した。

#### ア 野犬増加防止対策の徹底

野犬等の保護作業には限界があり、捨て犬防止パンフレットの作成、配布、飼い犬の管理指導の徹底など、野犬増加防止対策を強力に推進した。

#### イ 保護方法の改善

従来は針金を主体とした保護に代わる方法として、吹き矢、保護機及び大型保護機等を使用している。保護機及び大型保護機の使用にあたっては、住民組織の協力を得ながら積極的に活用を図った。

通常保護業務は、狂犬病予防員1名、動物愛護専門スタッフ3名の計4名で保護指導班を編成し作業を行った。

##### (ア) 吹き矢による犬の保護

従来からの放浪犬の人的な保護は困難なことも多く、吹き矢での対応を行った。〔表2〕

表2 吹き矢使用状況

(単位：回・頭)

年度 区分	30	R1	R2	R3	R4
使用回数	12	14	16	28	11
保護頭数	3	3	5	8	6

##### (イ) 麻酔銃による犬の保護

麻酔銃の使用は、放浪犬が人畜に危害を与え、又はそのおそれがあり、通常の方法では保護が困難な場合に限った。〔表3〕

表3 麻酔銃使用状況

(単位：回・頭)

年度 区分	30	R1	R2	R3	R4
使用回数	18	4	1	6	24
保護頭数	4	1	0	2	12

(ウ) 保護機による犬の保護

動物愛護専門スタッフ2名で作業を行い、必要に応じて県東部及び県西部について2班で対応した。保護機は朝夕、夜間に徘徊する犬や、田畑、山間部等で地理的に保護することが困難な場合に使用している。保護機〔表4-1〕及び大型保護機〔表4-2〕の設置は、当該地域住民の協力体制が整っていることを原則とし、町内会長等地域の代表者の依頼に基づき実施した。

なお、市町別保護機設置状況は、第4章参考資料2のとおり。

表4-1 保護機設置状況

(単位：回・頭)

年度 区分	30	R1	R2	R3	R4
使用回数	156	253	262	218	184
保護頭数	54	33	13	20	32

表4-2 大型保護機設置状況 (単位：回・頭)

年度 区分	30	R1	R2	R3	R4
使用回数	18	67	102	67	89
保護頭数	18	12	9	39	36



### 3 犬・猫の引取り

動物愛護法第35条の規定による犬・猫の引取りは、次の方法により行った。

- (1) センター対応：犬・猫の拾得状況を確認し、当センターが直接引取りを行った。
- (2) 持参：当センターに持参された動物は表5の「持参」欄のとおり。
- (3) 所有権放棄の犬・猫の引取りは、平成23年7月1日以降有料で行っている。
- (4) 迷子動物については、飼い主への返還を促すために、平成23年1月から当所のホームページに写真等情報の掲載を行っている。

表5-1 動物保護等の状況

(単位：頭)

種別	年度	持参	センター動物保護		合計	譲渡	返還	処分頭数
			保護	引取				
犬	30	774	211	680	1,665	1,479	42	69
	R1	702	208	601	1,511	1,238	44	210
	R2	475	156	541	1,172	1,159	41	46
	R3	463	178	460	1,101	986	26	48
	R4	308	178	503	989	863	37	73
猫	30	783		22	805	746	1	42
	R1	952		66	1,018	907	3	99
	R2	386		7	393	343	4	37
	R3	230		63	293	240	5	22
	R4	220		64	284	252	1	12
合計	30	1,557	211	702	2,470	2,225	43	111
	R1	1,654	208	667	2,529	2,145	47	309
	R2	861	156	548	1,565	1,502	45	83
	R3	693	178	523	1,394	1,226	31	70
	R4	528	178	567	1,273	1,115	38	85

## 4 動物の愛護と適正飼養の普及啓発事業

動物を愛護する気風を高め、生命を尊び、平和な気持ちをはぐくむ情操教育と、動物による人の生命、身体及び財産の侵害防止を目的として実施した。

動物愛護館を動物に関する知識の普及啓発活動の拠点とし、さらに保育所、幼稚園、小学校等でも動物愛護教室を行い、積極的に動物の愛護と適正飼養の普及啓発に努めた。

### (1) 動物愛護館における普及啓発活動

動物愛護館では、映画、ビデオ、図書及びパネル等により、動物に関する各種相談、動物の正しい飼い方の指導等の活動を実施した。

#### ア 犬の飼育講習会

犬の譲渡希望者等を対象に、犬を正しく飼育するために終生飼養、狂犬病・人畜共通感染症、不妊手術及びしつけの重要性とその方法等について、毎週月・水・金曜日及び毎月第3日曜日（10月を除く）に講習会を実施した。〔表6〕

表6 犬の飼育講習会開催状況

(単位：回・人)

区分 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4
開催回数	53	117	103	113	108
受講人数	253	622	416	382	457

#### イ 猫の飼育講習会

猫の譲渡希望者等を対象に、猫を正しく飼育するために終生飼養、完全屋内飼育、人畜共通感染症、不妊手術の重要性等について、毎週月・水・金曜日及び毎月第3日曜日（10月を除く）に講習会を実施した。〔表7〕

表7 猫の飼育講習会開催状況

(単位：回・人)

区分 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4
開催回数	71	67	69	55	56
受講人数	173	190	182	145	157

#### ウ 犬のしつけ方教室等

子犬のしつけ方教室等で、しつけの重要性及びその方法について講習会を実施した。〔表8〕

表8 しつけ方教室等開催状況

(単位：回・人)

区分 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4	
センター外	開催回数	1	1	1	2	4
	受講人数	30	31	16	8	39
センター内	開催回数	67	18	13	18	18
	受講人数	340	120	61	81	73

エ ペット防災セミナー

ペット防災セミナーで、災害時の対応方法や日頃からの備えについて講習会を実施した。〔表9〕

区分		年度	R4
センター外	開催回数	1	
	受講人数	16	
センター内	開催回数	2	
	受講人数	18	

(2) 日曜開館

毎月第3日曜日（どうぶつ愛護のつどいを開催する月を除く）を「動物愛護の日」と定め、動物愛護館を開館し、飼育講習会、犬・猫の譲渡、また動物愛護広場では動物とのふれあいを実施した。

(3) 動物愛護教育

動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に高まるものであることから、動物を慈しむ心を育ててもらうために、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童を対象に動物愛護教室を開催した〔表10-1〕。これらの施設へ動物を持参し、動物の習性や正しい飼い方、扱い方の説明等を行った後、動物とのふれあい、動物映画の上映を行った。なお、平成22年度からは、成長過程に応じた動物愛護教室として、小学校高学年以上の子供達を対象に「命を考える動物愛護教室」を、平成28年からは「夏の親子で愛護教室」を開始した。〔表10-2〕

また、地域住民、各種団体等に対しては、動物の適正な飼養管理及び人への危害防止等について講習、指導等を行った。なお、令和3年度は令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策により、「動物愛護教室」等を実施しなかった。

表10-1 動物愛護普及啓発活動状況

(単位：施設・人)

区分	30		R1		R2		R3		R4	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
保育所	9	526	16	808	0	0	0	0	1	21
幼稚園	5	309	3	190	0	0	0	0	0	0
小学校	15	672	8	493	0	0	0	0	1	18
その他	0	0	5	207	0	0	0	0	1	7
計	29	1,507	32	1,698	0	0	0	0	3	46

表 10-2 動物愛護普及啓発活動状況 (小学校高学年以上)

(単位:施設・人)

区分	30		R1		R2		R3		R4	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小学校	10	434	5	235	0	0	0	0	2	74
中学校	2	129	1	44	0	0	0	0	1	39
高等学校	0	0	1	29	0	0	0	0	0	0
その他	9	284	7	190	0	0	0	0	4	34
計	21	847	14	498	0	0	0	0	7	147

**(4) 動物愛護週間行事**

## ア どうぶつ愛護のつどい

広く県民の間に動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるため、例年関係市町及び関係団体の協力を得て「どうぶつ愛護のつどい」を開催している。また、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催しなかった。〔表 11〕

表 11 「どうぶつ愛護のつどい」開催状況

(単位:人)

年度	開催市町	開催場所	人数
昭和56	三原市	三原市文化会館及び宮浦公園	6,310
57	尾道市	栗原小学校	3,480
58	東広島市	東広島市中央公民館及び東広島市中央公園	9,844
59	福山市	鞆陽体育施設	13,637
60	大竹市	大竹市総合市民会館及び大竹駅コンテナセンター	3,503
61	三次市	三次市文化会館、十日市小学校及び十日市中学校	3,584
62	竹原市	竹原市民会館及び竹原市民スポーツ広場	5,459
63	府中市	府中市立第一中学校体育館、府中海洋センターグラウンド、土生児童公園及び府中市児童会館	5,134
平成元	因島市	因島勤労者体育センター及び因島産業開発団地広場	3,401
2	呉市	呉市体育館及び体育館前広場	7,017
3	庄原市	庄原小学校及び体育館	2,554
4	廿日市市	阿品台東小学校	6,732
5	安芸郡府中町	府中町立中央小学校	6,321
6	山県郡千代田町	千代田町中央公民館及び町民グラウンド	1,237
7	豊田郡本郷町	県立中央森林公園	883
8	東広島市	東広島市中央公民館及び東広島市中央公園	6,521
9	府中市	府中市子供の国	5,633
10	福山市	福山メモリアルパーク及び福山市立城東中学校	2,137
11	黒瀬町	黒瀬町文化センター及び黒瀬町立中黒瀬保育所前広場	3,523
12	大野町	大野町福祉保健センター及び大野町図書館	3,166
13	竹原市	バンブージョイハイランド	2,136
14	尾道市	びんご運動公園	4,835
15	吉田町	吉田運動公園	1,368
16	大崎上島町	大崎上島町立中野小学校及び大崎上島町大崎武道館	1,069

17	三原市	三原市立三原小学校	2,681
18	大竹市	大竹市総合市民会館及び大竹市民スポーツ広場	2,143
19	庄原市	庄原総合体育館・元ニッテツグラウンド	2,727
20	海田町	海田西小学校・ひまわりプラザ	大雨のため中止
21	世羅町	せらにしタウンセンター・せらにしタウンセンター広場	1,304
22	江田島市	江田島市農村環境改善センター・能美運動公園グラウンド	615
23	安芸郡熊野町	熊野町民体育館・熊野町民グラウンド	870
24	東広島市	中央生涯学習センター・西条中央公園グラウンド	2,574
25	三原市	円一公園・広島県東部建設事務所三原支所	1,715
26	尾道市	広島県立びんご運動公園	2,013
27	東広島市	中央生涯学習センター・西条中央公園グラウンド	3,447
28	竹原市	バンブージョイハイランド	880
29	廿日市市	廿日市市立宮園小学校	1,222
30	三原市	広島県動物愛護センター	86
令和元	東広島市	西条中央公園グラウンド	1,751
R2		新型コロナウイルス感染症対策により開催せず	0
R3		新型コロナウイルス感染症対策により開催せず	0
R4	三原市	広島県動物愛護センター	305

#### イ 動物慰霊式

動物の慰霊と、広く県民に動物の命の尊さを啓発することを目的として、例年9月に当センターの動物愛護広場において、市町、獣医師会及び住民等の関係者の参加を得て開催しているが、令和2年度以降は、慰霊祭を開催せず、献花台のみを設置し、令和4年度は36名が来所した。

## 5 犬・猫の譲渡

動物愛護思想の高揚と適正な飼育管理の普及啓発を図ることを目的として、当センターへ収容された犬・猫を飼育希望者が愛情と責任をもって終生飼養することを条件に、無償で譲渡した。また、犬・猫の譲渡に当たっては飼育講習会の受講後に譲渡を行い、犬の登録、狂犬病予防注射の実施状況や、飼育管理状況について追跡調査を行った。

平成21年度から、新たな飼い主を探す活動を行っている団体等について事前に飼育管理等を調査し、適切と判断される団体を登録し、譲渡（団体譲渡）を開始した。さらに、平成22年12月から、譲渡犬・猫の情報を当所ホームページに掲載し、譲渡の促進を図り、平成31年4月からは成猫、令和3年3月からは成犬の譲渡前トライアルを開始した。[表12]

表12 犬・猫の譲渡

(単位：頭)

年度		30	R1	R2	R3	R4
区分						
犬	一般	104 (3)	136 (4)	164 (37)	155 (52)	181 (65)
	団体	1,375 (526)	1,102 (564)	995 (370)	831 (294)	682 (338)
猫	一般	89 (33)	85 (19)	57 (29)	72 (37)	56 (39)
	団体	727 (157)	822 (147)	286 (29)	168 (111)	196 (125)
計		2,295 (763)	2,192 (781)	1,502 (465)	1,226 (494)	1,115 (567)

\* ( ) 内、成犬又は成猫の譲渡頭数 (再掲)

## 6 行方不明の届出件数等

飼い主から行方不明の連絡があった犬・猫について名簿を作成し、当センターへ収容した犬・猫の確認を行った。また、当センターで収容した犬・猫のうち飼い主がいると思われる犬・猫に関しては、連絡の有無にかかわらず当所のホームページに犬・猫の情報を掲載し、返還を促している。なお、飼い主に対しては所有者明示の実施（名札等の装着）及び再び行方不明になることがないように適正な飼養をするよう指導している。〔表13〕

表13 行方不明の届出件数

(単位：頭)

種別	年度	届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
犬	30	105	45	12	2	46
	R元	165	60	14	12	79
	R2	114	50	10	4	50
	R3	90	41	5	3	50
	R4	71	33	4	1	33
猫	30	178	83	9	0	95
	R元	201	75	0	1	125
	R2	186	78	0	0	108
	R3	167	74	1	0	92
	R4	157	64	0	0	93

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外  
 (注) 未発見件数には発見の報告のないものも含まれる。

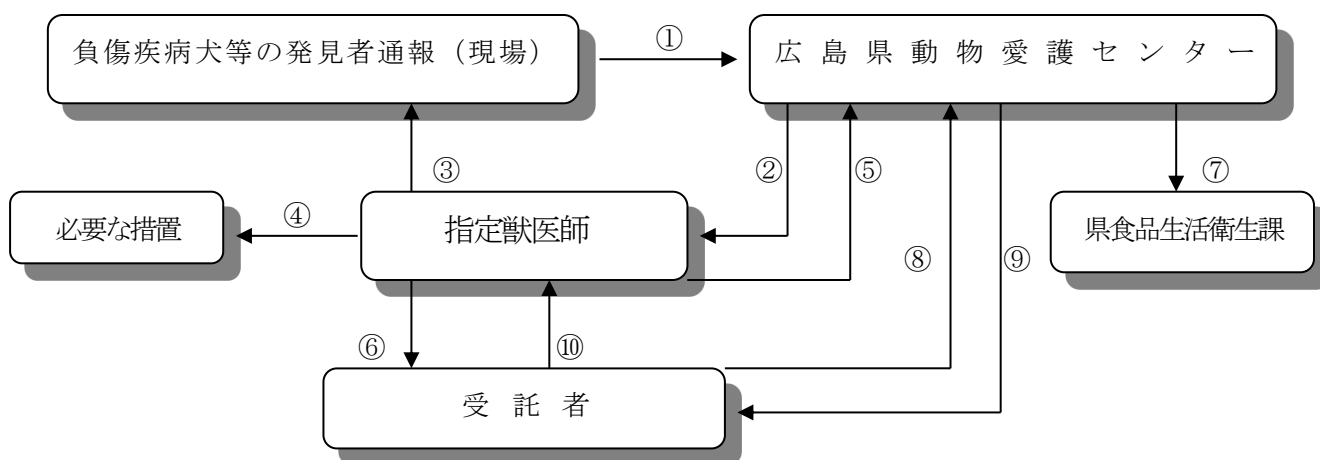
## 7 負傷疾病犬等の收容措置

動物愛護の観点から、道路、公園、広場、その他の公共の場所において、負傷し又は疾病にかかっている犬・猫で、所有者が判明しないものについて、動物愛護法第36条の規定に基づき收容した。收容は当センターが対応するほか、「負傷疾病犬等の收容措置業務実施要領」（昭和55年4月11日制定）に基づき動物の愛護を目的とする公益法人に委託し、「負傷疾病犬等の処理システム」（図1）により実施した。〔表14〕

表14 負傷疾病犬等の收容措置状況 (単位：件)

区分 \ 年度	30		R1		R2		R3		R4	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
委託	12	55	7	46	2	31	5	35	0	13
センター対応	9	84	4	38	11	34	14	54	29	108
合計	21	139	11	84	13	65	19	89	29	121

図1 負傷疾病犬等の処理システム



- ① 負傷疾病犬等の発見者が、広島県動物愛護センター（以下「受理機関」という。）へ通報する。
- ② 受理機関は、地区担当指定獣医師に通報する。
- ③ 通報を受けた指定獣医師は、現場に急行し、收容措置する。
- ④ 指定獣医師は、收容後、治療又は安楽死処分を責任をもって行うこと。
- ⑤ 指定獣医師は、受理機関及び通報者へ完了した旨を報告する。
- ⑥ 指定獣医師は、取扱い数を1月ごとに集計して、受託者へ報告する。
- ⑦ 管内の1月ごとの取扱い数を集計して、県食品生活衛生課へ報告する。
- ⑧ 指定獣医師からの報告を集計し、その結果を毎月広島県動物愛護センターへ報告する。
- ⑨ 受託者からの報告を照合し、チェックする。
- ⑩ 委託料を指定獣医師に払う。



## 8 咬傷事故等の状況

条例第 8 条では、飼い犬又は特定動物が人の生命又は身体に危害を加えたとき、その動物の所有者は、その事実を知った時から 24 時間以内にその旨を知事に届出し、その飼い犬が人をかんでいるときは事故発生から 48 時間以内に狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させ、その結果を知事に届出することを義務付けている。

放浪犬、飼い主不明犬による咬傷事故については、保護した犬の狂犬病の有無について狂犬病予防員が鑑定し、その結果を被害者に連絡した。

咬傷事故を起こした犬の多くは飼い犬であり、しつけ、飼育管理等の指導を引き続き行う必要がある。[表 15, 表 16]

表 15 咬傷事故等の状況

(単位：件)

区分		年度				
		30	R1	R2	R3	R4
飼い犬	登録犬	40	26	37	30	42
	未登録犬	9	12	6	5	2
飼い主不明犬		4	6	3	3	2
放浪犬		4	4	5	3	5
特定動物		0	0	0	0	0
計		57	48	51	41	51

表 16 犬による咬傷事故等の内訳

(単位：件)

区分		飼い犬		飼い主不明犬	放浪犬	合計
		登録	未登録			
咬傷事故等の件数		42	2	2	5	51
咬傷事故等をおこした動物の数		42	2	2	5	51
被害者数	死亡	飼い主・家族	0	0		0
		その他	0	0	0	0
	その他	飼い主・家族	7	1		8
		その他	35	1	2	5
	計		42	2	2	5
咬傷事故等の発生時における動物の状況	犬舎等に係留中	10	1			11
	係留して運動中	15	1			16
	放し飼い	6	0			6
	放浪犬			1	4	5
	その他	11	0	1	1	13

咬傷事故等の発生時における被害者の状況	動物に手を出した	12	1	0	1	14
	係留しようとした	1	0	0	0	1
	配達・訪問の際	9	0			9
	通 行 中	15	1	1	3	20
	遊 戯 中	1	0	0	0	1
	そ の 他	4	0	1	1	6
咬傷事故等の後の動物の状況	保 護	0	0	1	3	4
	引 取 り	6	0			6
	飼 育 継 続	36	1			37
	逸 走	0	0	1	2	3
	そ の 他	0	1	0	0	1
咬傷事故等の発生場所	咬傷事故等をおこした犬舎等の周辺	16	1			17
	公 共 の 場 所	24	1	2	3	30
	そ の 他	2	0	0	2	4

## 9 特定動物の飼養許可状況

動物愛護法第 26 条の規定により、特定動物（動物愛護法施行令別表）を飼養する場合は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持して、動物が人の生命身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすおそれがない飼養施設に対し飼養を許可した。

また、動物愛護法第 33 条に基づき、特定動物飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法等の監視指導を行い、特定動物の適正な取扱いについて指導した。〔表 17, 表 18〕

表 17 特定動物飼養許可状況（令和 5 年 3 月末現在）

（単位：件・頭）

動物種	施設数	飼育頭数	市町別施設数
おながざる科	2	1	廿日市市2
かみつきがめ科	8	7	府中町2, 廿日市市1, 北広島町1, 三原市4
ボア科	1	1	府中町1
にしきへび科	1	1	廿日市市1
どくとかマガ科	1	2	東広島市1

表 18 監視指導件数

（単位：件）

年度	30	R1	R2	R3	R4
件数	9	7	6	4	4

## 10 動物取扱業の登録状況

動物愛護法の一部改正により、平成18年6月1日から法第10条に基づき、業として動物の販売等を行う場合は登録が必要となったことから、関係業者に対し登録制度の周知、登録申請の指導及び適正な取扱いについて指導した。

〔表19-1〕また、第二種動物取扱業の届出があった施設について、適正な取扱いについて指導した。〔表19-2〕

表19-1 第一種動物取扱業登録状況（令和5年3月末）

（単位：施設）

年度 \ 区分	販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	譲受飼養業	登録件数 (施設数)
30	164	219	4	33	34	1	455 (338)
R1	169	222	6	35	39	0	471 (354)
R2	174	221	6	36	40	1	478 (363)
R3	175	224	7	36	40	1	483 (367)
R4	173	227	8	38	44	1	491 (373)

表19-2 第二種動物取扱業登録状況（令和5年3月末）

（単位：施設）

年度 \ 区分	譲渡	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	登録件数 (施設数)
30	10	1	1	0	0	12 (11)
R1	13	2	1	0	0	16 (14)
R2	15	4	1	0	0	20 (16)
R3	16	6	1	0	2	25 (17)
R4	20	6	1	0	1	28 (21)

## 1 1 動物取扱業監視指導状況

動物愛護法の一部改正により、平成18年6月1日から法第24条に基づき、登録施設の監視指導を行い、第一種動物取扱業〔表20-1〕及び第二種動物取扱業〔表20-2〕の飼養施設の状況、取扱い動物の管理の方法について指導した。

表20-1 第一種動物取扱業監視指導件数

(単位：件)

区分 年度	販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	譲受飼養業	合計
30	101	117	4	22	21	1	266
R1	116	152	7	22	24	2	323
R2	45	50	2	4	9	1	111
R3	29	25	2	3	5	0	64
R4	59	59	5	5	23	0	151

表20-2 第二種動物取扱業監視指導件数

(単位：件)

区分 年度	譲渡	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	合計
30	3	0	0	0	0	3
R1	5	0	0	0	0	5
R2	5	1	0	0	0	6
R3	7	3	0	0	2	12
R4	10	0	0	0	0	10

## 1 2 動物取扱責任者研修実施状況

動物愛護法第 22 条の規定に基づき、動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する動物取扱責任者研修を例年実施している。なお、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策により研修会は中止し、改正法の内容を踏まえた申込制の説明会を開催した。〔表 21〕。

また、令和 4 年度の研修会では、会場での開催のほか、オンライン配信を実施した（オンライン配信は補講を含め 2 回実施）。

表 21 実施件数 (単位：回・人)

年度	30	R1	R2	R3	R4
回数	4	4	0	0	6
参加者	311	320	0	0	330

## 1 3 地域猫活動の支援状況

地域住民が主体となって、エサのやり方やふんの始末などに関するルールを定め地域で野良猫を適切に管理していくことにより、野良猫によるトラブルを減らして住みよい地域にしていく活動（地域猫活動）に対する支援を行った。

町内会や自治会で地域猫として管理する猫については、(公社) 広島県獣医師会の委託により、動物病院などにおいて無料で不妊去勢手術を行った。〔表 22〕

表 22 支援件数 (単位：箇所・匹)

年度	30	R1	R2	R3	R4
活動地域	27	23	50	32	48
手術	199	382	695	549	904